

市第11号議案 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正

1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の一部が改正されたため、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）を一部改正します。

2 改正の概要

本市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者（※1）の資格は、条例において施行規則に準じて定めています。

今般、施行規則の資格要件に、学校教育法の改正を受けた「専門職大学（※2）の前期課程を修了した者」が追加されたため、条例も同資格を追加します。

3 施行期日

公布の日から施行

【参考】

（※1）技術管理者：技術上の基準に係る違反が行われないよう、当該廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督する者。

（※2）専門職大学：学校教育法の一部改正により、大学制度の中に新たに位置づけられた専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関。4年生の課程を前期（2年または3年）及び後期（2年または1年）に区分することができ、課程修了者には文部科学大臣が定める学位が授与される。

<本市が設置している一般廃棄物処理施設>

焼却工場、資源選別センター、輸送事務所、最終処分場

新旧対照表（横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例</p> <p>（第 1 条から第 38 条の 6 まで省略）</p> <p>第 2 節 技術管理者の資格</p> <p>第 38 条の 7 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校<small>の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</small></p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例</p> <p>（第 1 条から第 38 条の 6 まで省略）</p> <p>第 2 節 技術管理者の資格</p> <p>第 38 条の 7 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学、農学<u>又はこれらに相当する</u>課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(以下省略)</p>